

<PRTR で届けるデータの種類>

2-2-1 PRTR で届け出るデータの種類

PRTRでは届出の対象物質ごとに以下の表の「排出量、移動量の算出時の分類」別にデータを算出し、その結果を「排出量、移動量の届出の分類」に区分して届け出ます。

なお、対象物質の年間取扱量、及び製造品に含まれての搬出量等は届け出る必要はありません。

排出量、移動量の算出時の分類	排出量、移動量の届出の分類
	(排出量)
A 大気への排出量	a 大気への排出量
B 水域への排出量	b 公共用水域への排出量
C 土壌への排出量	c 当該事業所における土壌への排出量
D 廃棄物に含まれる量	d 当該事業所における埋立処分量
	(移動量)
	e 下水道への移動量
	f 当該事業所の外への移動量

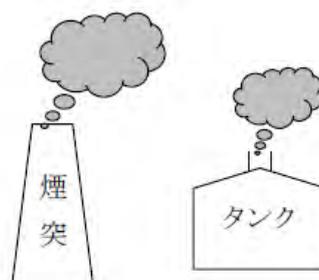
以下に、算出時の分類ごとの排出量、移動量の概要を示します。

A 大気への排出量(届出時の区分： a 大気への排出量)

大気への排出量は、排気口や煙突からの排出だけでなく、パイプの継ぎ目からの漏洩等も含め、次のような予想されるあらゆる大気への排出が対象となります。

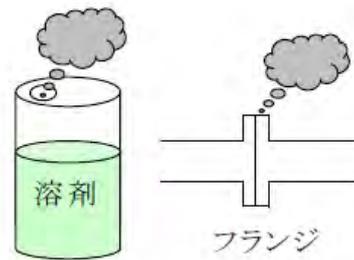
① 排気口・煙突からの排出

- ・ 反応容器及び他のプロセス容器からの排出
- ・ 貯蔵タンクからの排出(受入・払出時の排出、気温の変化に伴う排出)
- ・ 公害防止装置、焼却炉等からの排出など



② 排気口・煙突以外からの排出

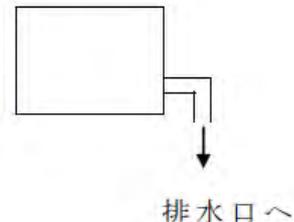
- ・ 密閉されないタンク・容器、オーバーフロー、運搬用コンテナからの蒸発
- ・ ポンプ、バルブ、フランジ等からの漏洩
- ・ 建物の換気システム
- ・ 開放場所での塗装による溶剤成分の揮発など



B 水域への排出量(届出時の区分：b 公共用水域への排出量、
または、e 下水道への移動量)

水域への排出量は、反応容器等の洗浄水が排出されるような場合も含め、以下のような予想されるあらゆる水域への排出が対象となります。

- ・ 工程排水
- ・ 排水処理施設・装置からの排出
- ・ 容器・コンテナ等、作業スペース等の洗浄水の排出など



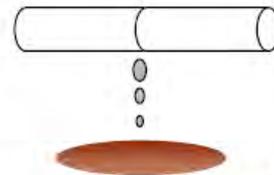
なお、届出の際には、以下のように分類します。

- 河川、湖沼、海等へ放流している場合 → 「公共用水域への排出量」
- 下水道へ放流している場合 → 「下水道への移動量」

C 土壌への排出量(届出時の区分：c 当該事業所における土壌への排出量)

土壌への排出量は、地上タンクからの漏洩、移送や移し替え時の漏洩等だけでなく、パイプから土壌への漏洩等も含め、以下のような予想されるあらゆる土壌への排出が対象となります。また、事業者が自ら行う排水の地下への浸透も対象となります。

- ・ 容器・装置(タンク、パイプ等)からの漏洩による地下浸透
- ・ 各工程排水・洗浄水等の地中への意図的な地下浸透など



D 廃棄物に含まれる量(届出時の区分：d 当該事業所における埋立処分量、
または、f 当該事業所の外への移動量)

廃棄物に含まれる量は、対象事業者の事業所から対象物質を含む以下のような廃棄物が発生する場合が対象となります。

- ・ 各工程から発生する廃棄物・廃液
- ・ 脱水ケーキ及びフィルター材
- ・ 集じんダスト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する廃棄物
- ・ 蒸留残渣、容器やタンクの残留物



汚泥

など

なお、届出の際には、以下のように分類します。

- 事業者が同一の事業所内の埋立地へ埋め立てている場合 → 「当該事業所における埋立処分量」
- 産業廃棄物処理業者に処分を委ねる場合など → 「当該事業所の外への移動量」

ただし、発生した廃棄物を外部のリサイクル業者へ売却している場合(お金を受け取っている場合)は、届出の対象となりません。